

改正 平成29年4月14日 原規規発第1704146号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド(原規技発第13061923号)の一部を次のとおり改正する。

平成29年4月14日

#### 原子力規制委員会

発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドの一部改正について

発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドを別添新旧対照表のように改める。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月14日より施行する。

発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドの一部改正について 新旧対照表 (下線部は変更部分)

改正後	改正前
<p>I. 定期事業者検査</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 定期事業者検査の実施 (規則第56条)</p> <p>(1) 検査項目・手法 (第1項)</p> <p>(略)</p> <p>①第1号に規定する方法</p> <p>(略)</p> <p>○技術基準第31条 (蒸気タービン)</p> <p>蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(20170323商局第3号(平成29年3月31日経済産業省制定))を参考とするとともに、施設定期検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。</p> <p>○技術基準第48条第1項 (補助ボイラー)</p> <p>補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」を参考とするとともに、点検頻度としては、別記2を踏まえて計画を立てる必要がある。</p>	<p>I. 定期事業者検査</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 定期事業者検査の実施 (規則第56条)</p> <p>(1) 検査項目・手法 (第1項)</p> <p>(略)</p> <p>①第1号に規定する方法</p> <p>(略)</p> <p>○技術基準第31条 (蒸気タービン)</p> <p>蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・28原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定(NISA-234a-11-2)))を参考とするとともに、施設定期検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。</p> <p>○技術基準第48条第1項 (補助ボイラー)</p> <p>補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・28原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定(NISA-234a-11-2)))を参考とするとともに、点検頻度としては、別記2を踏まえて計画を立てる必要がある。</p>

改正後	改正前
<p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>II. 施設定期検査</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設定期検査の申請 (規則第46条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設定期検査申請書の添付書類記載事項 (第2項)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤保守管理の実施に関する計画 (第4号)</p> <p>(略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 点検計画 (第4号ロのうち点検及び検査に関する事項)</p> <p>(略)</p> <p>○計画期間中における点検の実施状況等</p> <p>各点検項目について、申請した保全計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。</p> <p>その際、複数の運転・保全サイクルにまたがって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数等、全体像がわかるように記載する必要がある。特に、技術基準第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、その他の点検とは区別して記載する必要がある。</p>	<p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>II. 施設定期検査</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設定期検査の申請 (規則第46条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設定期検査申請書の添付書類記載事項 (第2項)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤保守管理の実施に関する計画 (第4号)</p> <p>(略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 点検計画 (第4号ロのうち点検及び検査に関する事項)</p> <p>(略)</p> <p>○計画期間中における点検の実施状況等</p> <p>各点検項目について、申請した保全計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。</p> <p>その際、複数の運転・保全サイクルにまたがって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数等、全体像がわかるように記載する必要がある。特に、技術基準第18条<u>(亀裂等)</u>及び第55条<u>(亀裂等)</u>への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、その他の点検とは区別して記載する必要がある。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="190 212 1099 292">なお、参考資料は申請時点の計画のものとし、当該資料の記載内容だけを変更する場合は申請の内容を変更する必要はない。</p> <p data-bbox="163 355 409 387">ウ. ～オ. (略)</p> <p data-bbox="163 403 353 435">⑥～⑧ (略)</p> <p data-bbox="174 451 353 483">(3) (略)</p> <p data-bbox="163 499 409 531">3. ～5. (略)</p>	<p data-bbox="1151 212 2060 292">なお、参考資料は申請時点の計画のものとし、当該資料の記載内容だけを変更する場合は申請の内容を変更する必要はない。</p> <p data-bbox="1124 355 1370 387">ウ. ～オ. (略)</p> <p data-bbox="1124 403 1314 435">⑥～⑧ (略)</p> <p data-bbox="1135 451 1314 483">(3) (略)</p> <p data-bbox="1124 499 1370 531">3. ～5. (略)</p>